



2025年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社 ミダックホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 恵子
(コード番号: 6564 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明
電 話 番 号 053-488-7173

当社子会社に対する上告の棄却及び不受理の決定について

当社の連結子会社である株式会社ミダックが運営する浜松市浜名区の管理型最終処分場奥山の杜クリーンセンターの施設設置許可処分取消訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関して、2025年3月13日付「当社子会社に対する上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」で公表しましたとおり、2025年3月11日、上告提起通知書、上告受理申立通知書及び上告状兼上告受理申立書の送達を受けました。この上告の提起及び上告受理申立てに対して、最高裁判所より、2025年12月24日付で上告を棄却し、上告不受理の決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告の棄却及び不受理の決定がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 最高裁判所
(2) 決定日 : 2025年12月24日

2. 上告の提起及び上告受理申立てに至った経緯

本件訴訟に関しましては、2020年8月24日付「施設設置許可処分取消訴訟への補助参加に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株式会社ミダックは被告浜松市の補助参加の要請に応え「補助参加人（民事訴訟法第42条）」として、その後「第三者の訴訟参加（行政事件訴訟法第22条第1項）」が認められ、本件訴訟に関与してまいりました。

そして、2024年2月29日付「施設設置許可処分取消訴訟の判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、静岡地方裁判所より、①原告の請求を棄却する、②訴訟費用は原告の負担とする判決の言渡しがありました。

その後、控訴人らは2024年2月29日に静岡地方裁判所が出した判決の全部に不服があるとして控訴を提起したものですが、2025年2月12日付「施設設置許可処分取消訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、東京高等裁判所より、①本件各控訴をいずれも棄却する、②控訴費用は控訴人らの負担とする旨の判決の言渡しがありました。

しかし、上告人らは控訴審判決の全部に不服があるとして、2025年2月26日付で上告の提起及び上告受理申立てをしたものですが、今般、最高裁判所より、下記「4. 決定の内容（要旨）」のとおり、上告を棄却し、上告不受理の決定がなされました。

3. 上告の提起及び上告受理申立てを行った者（上告人）

浜松市浜名区引佐町に居住する地元住民4名

4. 決定の内容（要旨）

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人らの負担とする。

5. 今後の見通し

本決定による当社連結業績への影響はありません。

以上